

新潟市地域清掃活動費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は地域環境の保全及び環境美化の推進を図ることを目的とし、この目的を達成するために実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱に定める補助金を受けることのできる者は、自治会等（新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等をいう。以下同じ。）及び地域コミュニティ協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。）並びに老人クラブ、PTAその他の地域団体及び環境美化を推進しようとする団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、補助対象者から除外される。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号。以下「暴排条例」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴排条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団

の維持又は運営に協力し、又は関与している者。

(7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者。

(9) その他公序良俗に反する活動を行う者。

(10) 市税を滞納している者。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、一斉清掃、側溝清掃その他の公共の場所を対象に行う環境美化活動事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動又は事業は、補助事業の対象としない。

(1) 特定の個人又は団体の利益を目的とするもの

(2) 宗教活動又は政治的活動を目的とするもの。又は、当該補助事業による効果が、それらの活動に対する援助、助長等につながるとみなされるもの

(3) 国、県、その他新潟市を含む地方公共団体等の制度による同一の補助対象経費に対する支援を受けているもの

(4) 事業の主たる効果が市外で生じるもの

(5) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの

(6) その他公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

3 補助対象経費は、清掃用具等の購入費、刈払機等の大型器具及びごみの運搬に使用する車両の賃借料その他の環境美化活動事業の実施に必要な経費とする。

4 前項の補助対象経費は、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払額とする。

5 補助金の交付額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額と参加人数に250を乗じて得た額に5分の4を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

6 前項の規定により算出した交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業が完了した日から1月を経過した日又は補助対象事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に地域清掃活動費等補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 購入した物品がわかるレシート又は領収書
- (4) 事業の内容が明らかになる写真
- (5) 誓約書
- (6) 新潟市制度用納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号誓約書については、自治会等、地域コミュニティ協議会、老人クラブ及びPTAその他の地域団体など市長が認める団体は、提出を省略することができる。

3 第1項第6号新潟市制度用納税証明書については、次に掲げる者は提出を省略することができる。

- (1) 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人
- (2) 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人
- (3) 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体(自治会等、地域コミュニティ協議会、老人クラブ及びPTAその他の地域団体など市長が認める団体)。

(補助金の交付決定及び額の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額を決定し、その内容を地域清掃活動費等補助金交付決定及び確定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その旨を速やかに地域清掃活動費等補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。なお、新潟市西川地区環境美化等整備補助金交付要綱、新潟市潟東地区環境美化対策交付金交付要綱及び新潟市巻地区地域環境美化整備補助金交付要綱については、廃止する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式第1号の規定による用紙については、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令
和5年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式第1号の規定による用紙については、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令
和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式第1号の規定による用紙については、

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第2号（第5条関係）

新 第 号
年 月 日

（代表者氏名）様

新潟市長 印
（担当 ）

地域清掃活動費等補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、次のとおり交付の決定をし、額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付番号 第 号
- 3 交付決定額及び確定額 円

別記様式第3号（第5条関係）

新 第 号
年 月 日

（代表者氏名）様

新潟市長 印
（担当 ）

地域清掃活動費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業に対する標記補助金については、次のとおり不交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 不交付の理由